

## 東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書

年 月 日

東京都立城東職業能力開発センター江戸川校長 殿

申請人 住 所

氏 名

東京都立職業能力開発センターの施設設備を使用したいので、東京都立職業能力開発センター条例施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

使用目的			
使用内容	施設の名称	年月日(曜日)	時 間
		年 月 日( )	時 分から 時 分まで
		年 月 日( )	時 分から 時 分まで
		年 月 日( )	時 分から 時 分まで
		年 月 日( )	時 分から 時 分まで
		年 月 日( )	時 分から 時 分まで
		年 月 日( )	時 分から 時 分まで
入場料等徴収の有無	有(1人 円) 無		人員 人
使用時における会場責任者	住 所 氏 名 電 話		
会場に特別の設備をし、又は変更を加える場合、その内容			
使用したい設備、機械等の名称及び数量			
備 考			

※裏面の使用の条件をよくお読みください。

〔使用の条件〕

- (1) 施設設備の使用に際しては、職業能力開発センターの所長又は校長の指示に従うこと。
- (2) 職業能力開発センターの所長又は校長の指示を守らず、又は他の使用者に迷惑を掛けるなど、職業能力開発センターの運営を阻害した者に対しては、使用承認を取り消し、又は以後の使用を制限することがあります。
- (3) 職業能力開発センターの業務運営上、必要が生じたときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させることがあります。
- (4) 使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復すること。
- (5) 職業能力開発センターの施設設備に損害を与えた場合は、職業能力開発センターの所長又は校長が相当と認める損害額を賠償すること。ただし、職業能力開発センターの所長又は校長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額し、又は免除することがあります。
- (6) 東京都立職業能力開発センター条例第12条第2項ただし書の規定に基づき、施設使用に関する実費を徴収します。